

補助金の受給を証明する書類として、「岩手県森林づくり交付金補助金交付契約書」の写しを提出する。

なお、本事業は、当初、平成 20 年 2 月 15 日から平成 20 年 3 月 17 日の間に実施される予定であったが、現地の積雪量が多く作業が困難であったため作業期間が延長され、実際の作業は、平成 20 年 4 月 16 日から平成 20 年 6 月 23 日の間に実施された。これを証明する書類として、町有林造林作業委託契約書の写し、受託業務の作業期間延長に関する申出書（2 通）の写し、委託作業実施報告書の写しを提出する。

岩手県森林づくり交付金事業費補助金交付契約書

岩手県（以下「甲」という。）と岩泉町（以下「乙」という。）とは、森林づくり交付金事業に要する経費の補助について、次のとおり契約を締結する。

- 第1 重視すべき機能に応じた望ましい森林の整備・保全を推進するため、乙は、別紙岩手県森林づくり交付金実施計画書により森林づくり交付金事業（以下「交付金事業」という。）を行ない、甲は、それに要する経費に対し、交付金 XXXXXXXXXX 円を交付する。
- 第2 乙は、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号。以下「適正化法」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、森林づくり交付金交付要綱（平成17年農林水産事務次官依命通達）、森林づくり交付金実施要綱（平成17年農林水産事務次官依命通達）、森林づくり交付金事業実施要領（平成17年林野庁長官通知）、及び関係通達等の規定に従わなければならない。
- 第3 乙は、交付金事業が完了した場合は、岩手県森林づくり交付金請求書（様式第1号）及び実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。
 - 2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行ない、交付金事業がこの契約の内容に適合すると認めるときは、速やかに交付金を交付するものとする。
- 第4 甲は、第3第1項の規定による書類を受理した場合において、交付金事業がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを乙に対して指示するものとする。
 - 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 第5 乙は、次の各号に該当する場合には、交付金変更承認申請書（様式第3号）を甲に提出し、承認を受けるものとする。
 - (1) 国の実施要綱別表のメニュー単位で事業主体を変更する場合
 - (2) 国の実施要綱別表のメニュー単位で事業費の額の20%を超える増減を行なう場合
 - (3) 県と市町村の交付金交付契約金額を変更する場合
 - (4) 事業を中止し、又は廃止する場合
 - (5) 事業費から附帯事務費への経費の流用の承認を受けようとする場合
 - 2 乙は、交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難になった場合には、甲に報告し、その指示を受けるものとする。
- 第6 甲は、必要があると認める場合には、交付金の9割以内を前金払することができる。
 - 2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、岩手県森林づくり交付金前金払請求書（様式第4号）を甲に提出するものとする。
- 第7 甲は、この契約締結後の事情の変更により特別の必要が生じた場合は、この契約の全部又は一部を解除し、又は新たな条件を付することができる。
 - 2 前項の規定により甲がこの契約を解除することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
 - (1) 天変地異その他この契約締結後に生じた事情の変更により交付金事業を継続する必要がなくなった場合。

- (2) 乙が、補助事業を遂行するため必要な手段を使用することができないこと、又は交付金事業に要する経費のうち、交付金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないこと、その他理由により、交付金事業を遂行することができなくなった場合。

第8 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行なう調査を妨げ、若しくは当項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、第4第1項の規定による甲の指示に従わなかった場合。
- (2) 交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 不正の手段により交付金の交付を受けた場合。
- (4) 事業の施行地を当該事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途への転用（事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合も含む。）する場合又は事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合。
- (5) その他この契約に違反した場合。

2 前項の規定は、交付金の交付のあった後においても適用する。

第9 乙は、第8の規定により契約を解除された場合において、既に交付金が交付されているときは、甲の定めるところにより、交付金を返還するものとする。

第10 乙は、第9の規定により交付金を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

第11 乙は、交付金事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第12 乙は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当りの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、規則第5条に定める期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第6号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 乙は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

第14 乙は、第13の規定による財産について、処分制限期間内においては、甲の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、交付金事業を行なうにあたって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行なっている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金等交付申請書に記載してある場合には、甲の承認を受けたものとする。

第15 乙は、第14の規定により承認を受けて財産を処分したことによって収入があったときは、当該収入の全部又は一部を甲に納付させることがある。

第16 乙は、交付金の交付を申請する場合にあたって、甲からの交付金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合には、次の条件に従わなければならない。

- (1) 乙は、交付金請求（第3の規定による交付金請求をいう。以下同じ。）を行なうにあたって、上記の終局受領者について、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して請求しなければならない。
- (2) 乙は、交付金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により上記の終局受領者について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前号により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに甲に報告するとともに、甲の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第17 乙は、交付金の交付を申請する場合にあたって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合には、次の条件に従わなければならない。

- (1) 乙は、交付金請求（第3の規定による交付金請求をいう。以下同じ。）を行なうにあたって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して請求しなければならない。
- (2) 乙は、交付金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前号により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに甲に報告するとともに、甲の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第18 乙は、この交付金等の全額又は一部を、終局受領者に対して交付する場合には、当該交付決定に際してこの契約に付けた条件と同一の条件を付さなければならない。

第19 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙は協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

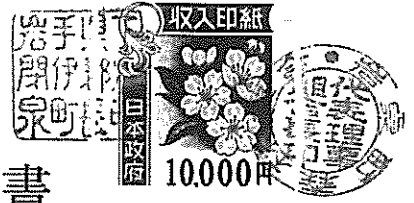
平成20年 2月 6日

甲 岩手県
契約担当者 宮古地方振興局長 大矢 正昭



乙 岩泉町
代表者 岩泉町長 伊達 勝身





町有林造林作業委託契約書



- 1 契約の名称 平成19年度町有林造成事業(未整備森林緊急公的整備導入モデル事業) 除間伐 作業
- 2 作業の場所 岩泉町上有芸字風吹平地内ほか
- 3 委託期間 自 平成20年 2月15日
至 平成20年 3月17日
- 4 作業量 36.30ヘクタール
- 5 委託料 金 XXXXXXXXXX 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 XXXXXXXXXX 円)
- 6 契約保証金 免除とする。

上記の委託作業について、委託者岩泉町(以下「甲」という。)と受託者岩泉町森林組合(以下「乙」という。)とは、別記条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。



平成20年 2月15日

委 託 者 岩 泉 町

代 表 者

岩 泉 町 長 伊 達 勝 身



受 託 者

住 所 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字天間17番地1

氏 名 岩 泉 町 森 林 組 合

代表理事組合長 工 藤 新 平



平成20年 3月 7日

岩泉町長 伊 達 勝 身 様

受託者、岩泉町岩泉字天間17番地1
岩泉町森林組合
代表理事組合長 工 藤 新 平



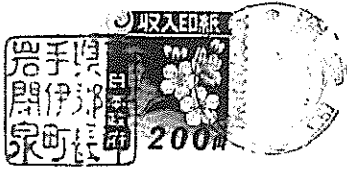
受託業務の作業期間延長に関する申出書

平成20年2月15日付けで契約締結した下記受託業務について、工期内に作業を終了することが出来ないことから、契約別記第6条により工期の延長を願いたく申し出ます。

記

1. 受託業務名 平成19年度町有林造成事業（未整備森林緊急公的整備導入モデル事業）
除間伐 作業
2. 契約年月日 平成20年 2月15日
3. 委託期間 自 平成20年 2月15日
至 平成20年 3月17日
4. 工期延長理由
現地の積雪量が多く、当該箇所においての作業が困難であるため。





平成 20 年 3 月 11 日

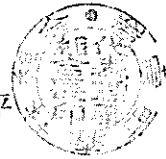
岩泉町長 伊 達 勝 身 様

(受託者)

住 所 岩泉町岩泉字天間 1 7 番地 1

氏 名 岩泉町森林組合

代表理事組合長 工 藤 新 平



町有林造林作業委託業務変更請書 (第 1 回)

平成 20 年 3 月 11 日付け岩農第 333 号で協議のあった町有林造林作業委託契約の変更については、次のとおり承諾します。

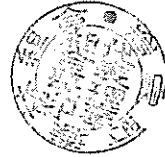
記

1. 委託業務名 町有林造成事業 (未整備森林緊急公的整備導入モデル事業) 除間伐作業委託業務
2. 作業の場所 岩泉町上有芸字風吹平地内ほか
3. 変更内容 委託期間
当初 平成 20 年 2 月 15 日 ~ 平成 20 年 3 月 17 日
変更 平成 20 年 2 月 15 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日

平成 20 年 3 月 31 日

岩泉町長 伊 達 勝 身 様

受託者 岩泉町岩泉字天間 17 番地 1
岩泉町森林組合
代表理事組合長 工 藤 新 平



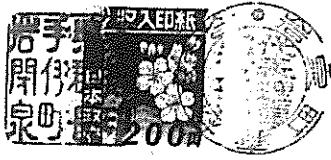
受託業務の作業期間延長に関する申出書

平成 20 年 2 月 15 日付けで契約締結した下記受託業務について、工期内に作業を終了することが出来ないことから、契約別記第 6 条により工期の延長を願いたく申し出ます。

記

1. 受託業務名 平成 19 年度町有林造成事業（未整備森林緊急公的整備導入モデル事業）
除間伐 作業
2. 契約年月日 平成 20 年 2 月 15 日
3. 委託期間 自 平成 20 年 2 月 15 日
至 平成 20 年 3 月 31 日
4. 工期延長理由
現地の積雪量が多く、当該箇所においての作業が困難であるため。





平成 20 年 3 月 31 日

岩泉町長 伊 達 勝 身 様

(受託者)

住 所 岩泉町岩泉字天間17番地1

氏 名 岩泉町森林組合

代表理事組合長 工 藤 新 平



町有林造林作業委託業務変更請書 (第2回)

平成20年3月31日付け岩農第381号で協議のあった町有林造林作業委託契約の変更については、次のとおり承諾します。

記

1. 委託業務名 町有林造成事業(未整備森林緊急公的整備導入モデル事業)除間伐作業委託業務
2. 作業の場所 岩泉町上有芸字風吹平地内ほか
3. 変更内容 委託期間
第1回変更 平成20年2月15日 ~ 平成20年3月31日
第2回変更 平成20年2月15日 ~ 平成20年6月30日

委託作業実績報告書

平成20年 6月30日

岩泉町長 伊達勝身 殿

受託者 岩泉町森林組合
代表理事組合長 工藤新平



平成20年 2月15日付けで契約を締結した作業委託の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 契約の名称 平成19年度町有林造成事業（未整備森林緊急公的整備導入モデル事業） 除間伐 作業
- 2 作業の場所 岩泉町上有芸字風吹平地内ほか （別紙のとおり）
- 3 作業量 36.30ha
- 4 委託料 XXXXXXXXXX 円
- 5 施工期間 平成20年 2月15日着手
平成20年 6月23日完了

委託作業実績報告書

- 1. 契約の名称 平成19年度町有林造成事業(未整備森林緊急公的整備導入モデル事業)除間伐作業
- 2. 作業場所 岩泉町上有芸字風吹平地内 ほか
- 3. 作業量 36.30ha
- 4. 作業期間

		2月			3月			4月			5月			6月			7月			
契約期間		2/15	→														6/30			
作業実施	泉沢事業区							4/10	→						6/23					
	風吹平事業区							4/16	→						6/23					

様式第4号の(1)

岩手県指令盛地林第 1185- 309 号

住所: 葛巻町葛巻14-37

氏名: 葛巻町森林組合

平成21年3月12日付け葛森発第27-9号で申請のあった平成20年度森林整備事業補助金交付申請に対し、森林整備補助金交付規則(昭和48年岩手県規則第73号)第5条の規定により下記の条件を付けて、森林整備事業(流域育成林整備事業(循環))補助金 XXXXXXXXXX 円を交付します。

平成21年3月27日

盛岡地方振興局長 望月 正彦



- 1 事業主体は、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、森林整備補助金交付規則(昭和48年岩手県規則第73号。以下「規則」という。)及び岩手県森林組合森林整備補助金事務取扱要領(昭和53年10月21日林業第597号通知)に従わなければならない。
- 2 事業主体は、次の各号における措置を取らなければならない。
 - (1) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること(衛生伐、作業道及び作業路の開設及び付帯施設整備に係る補助を除く。)
 - (2) 補植、保育等成林に必要な管理を行うこと。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助完了後5カ年間保存しなければならない。
- 4 事業主体は、次に掲げる補助金返還事案が発生しないように市町村等と十分な調整を図るとともに補助事業の施行地の適正な管理と森林所有者への指導を行わなければならない。また、返還事案が発生した場合は速やかに補助金を返還しなければならない。
 - (1) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する場合又は補助事業施行地上の立木竹全面伐採除去する場合は、あらかじめ所管する広域振興局長又は地方振興局長(以下「局長」という。)にその旨を届け出るとともに、当該転用又は伐採除去に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (2) 補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、地間伐作業道、長期育成循環作業道、森林空間作業道、紳の森作業道、高性能林業機械作業道、特殊林地改良作業道及び衛生伐作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)の全部又は一部を当該作業道に係る造林計画期間内に転用若しくは用途変更する場合又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ局長にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (3) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業で開設した居住地森林作業道の全部又は一部を転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ局長にその旨届け出るとともに、当該転用又は補助目的を達成することが困難となる行為に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (4) 事業計画に基づいて行う森林整備事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る森林整備事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。

- (5) 作業道等(育成単層林作業道等を含む。)及び作業路の開設又は改良に係る森林整備について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして局長が認めたときを除く。)は、当該作業道及び作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (6) 流域育成林整備事業により人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、当該人工造林につき交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還すること。
 - (7) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業により整理伐を行った場合において、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、当該森林につき交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。
ただし、確実に更新が図られると局長が認めた場合はこの限りでない。
 - (8) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業により誘導伐を行った場合において、長期育成循環施業協定に違反して、予定していた樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると局長が認めた場合を除く。)及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、当該森林につき交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。
 - (9) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部若しくは一部を転用しようとする場合又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ局長にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (10) 取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。
 - (11) 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により該当の補助金交付申請番号等を速やかに局長に報告するとともに、局長の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合にはこの限りではない。
- 5 規則第8条の規定による決定に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。

